

令和8年度南相馬市地域おこし協力隊 募集要項

本市では、有害鳥獣による農作物被害を防止するため、狩猟免許を取得したハンター人材の確保が課題となっている。これまで農政課では、人材確保支援策として新規狩猟免許取得者の銃及び保管庫等購入への定額補助や、猟友会会員の射撃訓練費用補助などを実施してきたが、原子力災害に起因する放射性物質の影響により、捕獲鳥獣が摂取制限されている本市では、慢性的な人材不足状態となっている。

こういった問題を解決するため、本市の鳥獣捕獲専任員業務に専従できる地域おこし協力隊として従事するものの募集を行う。

【具体的な活動内容】

- ・鳥獣被害に関する市内パトロール（巡回車両を使用）
- ・許可鳥獣の捕獲 ※狩猟免許（第一種銃猟またはわな猟）が必要
- ・許可鳥獣の捕殺・焼却施設への運搬
- ・鳥獣被害相談に対する現場確認・市民への情報提供、追い払い対応
- ・鳥獣被害・捕獲に関する研修への参加
- ・狩猟の魅力発信のための地域イベントへの参加（年1回程度）

■応募条件

次の（1）から（9）の要件をすべての条件を満たすこと

- （1）応募時点で18歳以上の方（学生を除く）
 - （2）3大都市圏をはじめとする都市地域に住所を有し、かつ生活の本拠を置いている方（詳細は、別紙「地域おこし協力隊の地域要件について」を参照してください。）
 - （3）任用後、南相馬市に住所を移すことができる方
 - （4）心身ともに正常な状態で、かつ、誠実に職務ができる方
 - （5）普通自動車運転免許を有する方または着任までに取得できる方
 - （6）1年以上、最長3年間勤務を継続できる方
 - （7）狩猟免許（第一種銃猟またはわな猟）を取得している方
 - （8）地方公務員法第16条に規定する一般職員の次の欠格条件に該当しない方
- ・禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・南相馬市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(9) 隊員任期終了後も、南相馬市に居住する意志がある方

■募集人数

1 人

■勤務地：

南相馬市小高区役所（南相馬市小高区本町 2-78）を基本とします。

■勤務日数

週 5 日間

※土日・祝日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日までは休み。

※業務により休日に勤務する場合は、勤務時間の振替等で調整します。

■勤務時間

8 時 30 分～17 時 15 分（1 日 7 時間 45 分勤務、1 時間の休憩あり）

■休暇

年次有給休暇が付与されます。条件に応じて特別休暇も取得可。

■雇用形態

南相馬市の会計年度任用職員※として市長が任用します。

※地方公務員法に基づいて、1 会計年度を任期として任用される地方公務員

■給与・賃金等

月額 229,900 円

※その他、賞与等が支給されます。

諸手当 通勤手当、時間外勤務手当、期末手当（6 月・12 月）

■待遇・福利厚生

①厚生年金保険、健康保険、雇用保険に加入します。

②住居家賃は市が負担します。（月 6 万円まで）

※光熱水費等は自己負担となります。

③自動車を未所有の場合、任期中の自動車（借り上げ料）を市が用意します。

- ④勤務時間中の移動手段は、原則、市の公用車となります。
- ⑤引越しするにあたり必要な費用は、個人負担となります。

■応募受付期間

受付期間 3月2日（月）～8月31日（月）まで

（注意）持参の場合、受付時間は、平日8時30分～17時15分までとします。

また閉庁日は受付致しません。

■応募方法

下記、（１）から（４）の書類を、申込先に郵送または持参してください。

なお、提出書類はPDFデータ等を、メール標題「地域おこし協力隊応募」としてお送りいただいても結構です。ただし、必要に応じて原本をご提出いただく場合がありますので、ご注意ください。

（１）南相馬市地域おこし協力隊（会計年度任用職員）応募申込書

（２）住民票抄本 ※1 か月以内に交付されたもの

（３）運転免許証の写し ※裏面に記載がある場合は、裏面も含みます。

（４）狩猟免状の写し

※提出された個人情報については、本公募のみに使用し、その他の目的には使用しません。

■選考方法

一次選考：書類選考を実施後、15日以内に結果を随時通知します

二次選考：一次審査結果通知にて、日程を個別に連絡します。

※面接のために要する交通費等は自己負担となります。

採用決定：二次選考終了後、20日以内に随時合否の結果を通知し、採用・着任をお知らせいたします。

■申込先・問合せ先

住 所 〒979-2124

福島県南相馬市小高区本町二丁目78

小高区役所 農林水産部 農政課

電 話 0244-44-6115

E-mail nosei@city.minamisoma.lg.jp